

な御指摘でございます。しかし私は、実はさように存じ上げておりません。この点は、非常にお音葉を返すようでございますが、審議会におきます。審議、また当委員会を初めとしまして、国会においても國有財産の管理処分について、非常にたびたびいろいろ御意見を伺つておるのであります。これらの方に対しまして、とにかく昭和三十二年度におきましては予算において、また法律案におきまして相当のお答えを用意いたしておるというようには考へておるのであります。まことに実は考へておるのであります。まず、たゞいま三つの柱というふうなお話でございましたが、たとえば總括権の強化、審議会の法制化、あるいは今後五年間程度にわたりましての処分の計画化、これはまさにお話しの通り、われわれの意図しております事柄の非常に重要な部分でございます。しかしながら、もつと私どもとしては、これは非常に地道でございますが、やはり終戦後十有余年経過いたしまして、今まで國有財産につきましていろいろの問題点の一一番の根底をなしておりましたのは、何と申しましても、非常に膨大な、ある人はこれをマンモス的と形容いたしたのであります。さようなくんの状態が不明である。こういうことを言つておった点が、一番の大きな問題点かと思つておるのであります。そこで、これは白書にも示されておりましたように、全体の数字から申しますと比較的整少なものでございますが、まさかと思つておられるのであります。そこで、まずもつてこれらの実態不明部分、これが未利用で、しかもそのうちの実

態不明部分と申しますと、なおその限界はさように存じ上げておりません。この点は、非常にお音葉を返すようでございますが、審議会におきます。審議、また当委員会を初めとしまして、国会においても國有財産の管理処分について、非常にたびたびいろいろ御意見を伺つておるのであります。これらの方に対しまして、とにかく昭和三十二年度におきましては予算において、また法律案におきまして相当のお答えを用意いたしておるというようには考へておるのであります。まず、たゞいま三つの柱というふうなお話でございましたが、たとえば總括権の強化、審議会の法制化、あるいは今後五年間程度にわたりましての処分の計画化、これはまさにお話しの通り、われわれの意図しております事柄の非常に重要な部分でございます。しかしながら、もつと私どもとしては、これは非常に地道でございますが、やはり終戦後十有余年経過いたしまして、今まで國有財産につきましていろいろの問題点の一一番の根底をなしておりましたのは、何と申しましても、非常に膨大な、ある人はこれをマンモス的と形容いたしたのであります。さようなくんの状態が不明である。こういうことを言つておった点が、一番の大きな問題点かと思つておるのであります。そこで、まずもつてこれらの実態不明部分、これが未利用で、しかもそのうちの実

態不明部分と申しますと、なおその限界はさように存じ上げておりません。この点は、非常にお音葉を返すようでございますが、審議、また当委員会を初めとしまして、国会においても國有財産の管理処分について、非常にたびたびいろいろ御意見を伺つておるのであります。これらの方に対しまして、とにかく昭和三十二年度予算におきましては、非常にそういう方面の経費は強調ながらも、もつと私どもとしては、これは非常に地道でございますが、やはり終戦後十有余年経過いたしまして、今まで國有財産につきましていろいろの問題点の一一番の根底をなしておりましたのは、何と申しましても、非常に膨大な、ある人はこれをマンモス的と形容いたしたのであります。さようなくんの状態が不明である。こういうことを言つておった点が、一番の大きな問題点かと思つておるのであります。そこで、まずもつてこれらの実態不明部分、これが未利用で、しかもそのうちの実

態不明部分と申しますと、なおその限界はさように存じ上げておりません。この点は、非常にお音葉を返すようでございますが、審議、また当委員会を初めとしまして、国会においても國有財産の管理処分について、非常にたびたびいろいろ御意見を伺つておるのであります。これらの方に対しまして、とにかく昭和三十二年度予算におきましては、非常にそういう方面の経費は強調ながらも、もつと私どもとしては、これは非常に地道でございますが、やはり終戦後十有余年経過いたしまして、今まで國有財産につきましていろいろの問題点の一一番の根底をなしておりましたのは、何と申しましても、非常に膨大な、ある人はこれをマンモス的と形容いたしたのであります。さようなくんの状態が不明である。こういうことを言つておった点が、一番の大きな問題点かと思つておるのであります。そこで、まずもつてこれらの実態不明部分、これが未利用で、しかもそのうちの実

態不明部分と申しますと、なおその限界はさように存じ上げておりません。この点は、非常にお音葉を返すようでございますが、審議、また当委員会を初めとしまして、国会においても國有財産の管理処分について、非常にたびたびいろいろ御意見を伺つておるのであります。これらの方に対しまして、とにかく昭和三十二年度予算におきましては、非常にそういう方面の経費は強調ながらも、もつと私どもとしては、これは非常に地道でございますが、やはり終戦後十有余年経過いたしまして、今まで國有財産につきましていろいろの問題点の一一番の根底をなしておりましたのは、何と申しましても、非常に膨大な、ある人はこれをマンモス的と形容いたしたのであります。さようなくんの状態が不明である。こういうことを言つておった点が、一番の大きな問題点かと思つておるのであります。そこで、まずもつてこれらの実態不明部分、これが未利用で、しかもそのうちの実

処理案を作成するというふうな考え方で、二十二年度以降は物納財産の処理をやつていただきたい、こういうことをただいま考えております。つきましては、從来御承知のように、とかく予算が不足するということをもちまして、現実に財産を処分するような場合に、その詳細の面、あるいは測量の面等におきまして、買手の方の負担でいろいろ測量をやってみたり、あるいはまた重量等の秤量といふようなことまでやっておったような事例があつて、とかく皆様方から不審の念を持つて見られたような点もあつたかと思うのですが、これらは、今後一切官がやるべきことは十分予算的な裏づけをお願いいたしまして、信頼される管財行政をやっていきたいということで、予算的な措置を講じておるような次第でございます。

お大蔵省が全般の重要な問題として考えておらないような気がしてならない。何か傷口があつた、うみが出たから、汚職があつたから、一つ審議会を設けて、格好をつけたるうと、いうふうな結果になつた、最初は何とかいう感じが旺盛にあつたと思うのであります。ですが、結果として見れば、大山鳴動してネズミ一匹ではないか、こういう感じがならないのです。これをもしゃらうとするならば、これに対する新しい一般会計からの財源の投入と人間の気持が旺盛にあつたと思うのであります。ですが、結果として見れば、大山鳴動して今日の不適当な管理の状況を直そうというのは、まさにこれは裏打ちのないものはなはだしいと思うのであります。

また別な角度でお伺いしたいことは、今回この国有財産特殊整理資金特種会計案というものが出てきました。本来こういう特別会計を設定するということは、大蔵省が今日までいろいろな角度で最も反対しておつたものではありませんか。その反対をしておつたものをここで設定するというやういふんのものは何であろうか、これは、国有资产というものがとかくの問題であるから、この際一つ収支を明らかにして、そうして世間の疑惑をなくそうちうといふのであります。ところが、こういうもののだけは作つておいて、それに入打ちされるものがないということは、結果論から論するならば、大蔵省が一番いやいやだと言つて、よそに對しては特別会計を作つてはならぬと言つておりますから、自分のところの問題については、まあこれは主として主計局関係になると思うのであり

ますけれども、どういう相談があつたのは
か知りませんが、特別会計だけは作
り、人員は裏打ちしない、予算も裏打
ちしない、その中で適当に家を売つ
払つて、そうして官庁のスペース・コ
ントロールをはかれ、権限は強めると
いう、何か大蔵省の悪いところばかり
が私は出でるような気がしてならない
のであります。特別会計法自体を作る
ことについては、私は必ずしもこの問
題に関する限りはとやかく言おうとは
しないけれども、しかし大蔵省が今日
まで特別会計を作つてはならぬといふ
基本的な立場を持つておつて、そうう
て今、自分のところを一番最後に出し
てきて、しかもそれに対する確実な国
有財産の管理、処分に対するほんとう
の意味の裏打ちをしておらぬ。法律案
にしたところで、官庁のスペース・コ
ントロールをはかるんだとか、あるいは
は大蔵大臣の権限を強めるんだとか
言つておりますが、悪い見方をすれば、
この機会に大蔵省がよその省に対する
する権限を強める、こういう結果にな
なつたと言われても仕方がないと私は
思うのです。建設省と大蔵省との間
に、スペース・コントロールの問題
で、どちらがイニシアチブをとるんだ
といつてけんかがあつたそうであります
けれども、そういうことでは、これ
また国民に対する奉仕のためにこの國
有財産の諸法案が出てきたのか、この
機会に大蔵省の権限を強めるために出
てきたのか、どちらかと言われても返
す言葉がないのではないかという感じ
がしてならぬ。このところを一つ明確
にしていただきたいと思います。

いたすにつきまして、これに基いて、この法律の適用上出て参りまする官庁、官舎の立体化計画等に関連をいたしまして、国有財産特殊整理資金特別会計が一方新設されることになりますたので、この法律案の御審議を願つておるわけであります。これにつきまして、ただいまいろいろ疑点をおあげになつたのであります、実は今回の国会に、特別会計がたしか三つほど提案されておるのであります、そのうちで、今お願いいたしております国有財産特殊整理資金特別会計、これは今いろいろおあげになりましたような意味をもちまして、事務的にも相当前から研究を進めておつたのであります。その一つの例証といたしましては、御承知のように、大正年間に国有財産整理資金特別会計というものが現にございまして、これが相当の事績を上げておるということがございます。さらにまたおあげになりました国有財産審議会でありますとか、また国会の当委員会でも、たしか国有財産の整理を進めしていく上において、やはり一段と積極的な、何か特別会計的な構想ということでおいろいろお話をあつたことも、私はつきり記憶いたしておるのであります。さような意味の線に沿いまして、とにかく今回の官庁官舎を立体化し、あるいは集約化いたしますために、場合によりますとこれによつて生ずる不用行政財産を財源といたしまして、一方立体化、集約化を積極的に推進していく、こういう構想から特別会計が設置されることに相なつたのです。もとよりその考え方につきましては、人によりましてもう少し広い範囲で特別会計を作るべきではない

かというお考え方もあるうと存じますし、あるいはまた、もう少し国有財産の特別会計としては事業会計的な性格を持たしたらどうかというような、いろいろな議論はあり得るかと思うのであります。しかし、その際にやはりわれわれとしては、先ほど申し上げましたように、財産の管理、処分というのには、はつきり申し上げますときわめて限された範囲であります。あまりはじみちな仕事でござります。あまりはなばなし難い飛躍ということがあり得ないのでございまして、スロー・ハット・ステディと申しますか、きわめて極限された範囲であります。今回お願ひをいたしておりますような特別会計は、いわば官庁庁舎を立体化し、それによつて官庁執務の能率化、一般公衆の方々の利便の増進、それからさらに一步進めまして、よつて生じた土地を住宅方面等に転用するというふうないいろいろの利益を考慮に入れまして、特別会計をなかなか認めさせていただけないような一般的な情勢でございましたが、先ほど申し上げたような既往におけるいろいろな御議論、また先例その他をも考慮に入れまして、今回のような極限された範囲ではござりますが、一応特別会計をお認め願う。これは、従来は特別会計の財産の処分というものは、非常に消極的な意味しか持たなかつたのでござりますし、またそういうふうな感じがございましたので、横山委員のお言葉にもありましたように、管財職員の士気まことに上らなかつたよな面もあつたかと思うのであります。今回の措置は、いわば財産の積極的な処分、活用ということをはつきりと制度としてお認めいただくなつたよな面もあつたかと思うのであります。第一歩でありますので、われわれとの仕

とに一つの大きな転機というふうな感じもいたしまして、せひともこの線に沿いまして、将来一そろ賄費の面におきまして、人員予算等においても充実をはかっていきたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○横山委員 この国の厅舎等の使用調整等に関する特別措置法におきまして、特定厅舎等の処分による収入の使途は限定をされておるわけであります。ところが、私よくわからないのであります。ですが、使途は、特定厅舎等の取得に要する経費の財源に充てなければならぬ」と書いてある。この提案理由の説明を見ますと、「特定の厅舎等にかかる建築物を立体化して耐火構造の高層建築物とし、または主として住宅敷地を提供するためその位置を移転し」とあります。しかし、この問題が起りましたときに本委員会であなたに質問したときには、たゞによって得た収入は、特定厅舎等の販売に要する経費の財源に充てるのかということになります。といいますのは、この問題が起きましたときに本委員会であなたに質問したときには、たしかこれによつて得た収入によつて宿舎を増強する、あるいは住宅建設をすゝる、こちらの方への積極的な面面があつたように思います。これは敷地を売つ払うということだけに限定をされたような気がするのですが、それはいかなる理由であるか、お伺いをいたします。

て、この庁舎等といふものは、御承認する法律その他のによつてはつきり規定されておるわけであります。そこでこれらには公務員宿舎といふものは実は入つておらないのであります。かねばね特別会計を作る場合の一つの考え方をいたしまして、不要の財産を処分をしてこれで必要なる庁舎あるいは宿舎を増設するというお話を申し上げたことは、確かにその通りであつたかと困ります。それがどういうわけでも宿舎が入らなかつたかということが第一の御疑問のようでござりますが、この点につきましては、やはり今日庁舎等で非常に平面的な非効率的な土地の使用の形態になつてゐるのが相当であります。これは、国有財産白書の山にも書いてある通りでございまして、高層の程度からいいますと、平均二階建て以下のような次第でござります。そこで私どもとしましては、やはり庁舎の立体化、集約化が先決であるという判断をいたしましたのでござります。そこで、たゞいま申し上げましたように、特定庁舎等の範囲には、今の公務員宿舎といふようなものは入つていないのであります。そして、大体の考え方をいたしまして、まず庁舎等を立体化し集約化するに至つては、十五億円を計上することによりまして、先ほど申し上げましたように、公衆の利便また執務能率の向上とということをねらいにしております。そうしまして公務員宿舎等につきましては、やはりことしも、実は前年度予算十億円に対しまして五億円を一挙に増額いたして、十五億円を計上しております。そうしまして公務員宿舎等につきましては、やはりことしも、実は前一般財源で当分整備をはかつていく、

こういう考え方をとつておるのであります。その一つの理由といいたしまして、公務員宿舎を、今日の住宅事情のもとにおきまして、公務員として國の方で施設をしていただいて、大へんござはりがたい施設でござりますが、國有財産を処分して、公務員だけがどんどん宿舎を建てていただくといふことは、いかがであろうかという、われわれとしては一種の自衛的な考え方もござります。また一方公務員の宿舎は、御承知のように適正なる使用料をとつておるわけでございます。この使用料は、これは、当然一般会計の財源になつてゐることでもござりますので、やはり公務員宿舎というふうなものは、この特定庁舎等の中に入れることなく、先ほど申し上げましたように、一般財源をもつてできる限りめんどうを見ていただき、こういう考え方で、大体一般の公衆の住宅政策と歩調を合せて宿舎の整備をはかつていただきことが大體當然ではないか、こういう配慮から、公務員宿舎はこの対象には入っておらないのでござります。次に土地を、たとえば一般の宿用地といたしまして処分をしたものとの財源に入れるのかというような御質問でございましたが、これは、特定庁舎等特殊整備計画として行政財産を処分した場合でござりますれば、その目的が住宅用地であるうと、あるいは一般に会社その他の工場用地として払い下げられたものでありましょうとも、これは特別会計の財源になることは申し上げるまでもございません。

らば、国に限定することだけではなく、地方自治体とあわせて立体化する必要がありはしないか。つまりこの例に出でております売り払いの八億ですか、八億にしましても、先般話がありました丸の内界限にいたしましても、こうう大都市においては國の府舎だけで立体化が可能であります、一般の中都、市、小都市になりますと、この法律案の趣旨というものは、なかなか実現が困難でなかろうかと思うのであります。もしこれをほんとうにやる気になって、国費あるいは地方自治体の費用の節約をはからんとするならば、これは国及び地方自治体を総合一貫して使用調整をはかることが最も必要ではないかと思うのであります、いかがございましょうか。

やはり地方公共団体の首長等に御参加願つておることは御承知の通りでございます。そういう審議会において、常に中央、地方の官庁の考え方といふものを運用上よく合せていくことは、もとより当然と考えております。さらにまたこの点については、まさに建設省における都市計画等の関係、これには國の機関も地方の機関もそれぞれ参加いたしておることでござりまするから、それらの都市計画の関係で、官の計画あるいは民間の方のお入りになつた審議会の御意見というふうなことを総合的に考えまして、常に国と地方と両々相合つて府舎等の合理的な配備、整備を進めていかなければならぬといふふうに考えておる次第であります。

○横山委員もしそういう考え方があなたに、ないしは法律の裏にあるとするならば、なぜそれをこの法律の中にも、地方公共団体と協議するとかなんとかというふうに具体的に明記なさらなかつたのであります。税務署によつて、國民是非常な利便を受けられることであります。また官庁にいたしましても、國の建物と県、市町村、それらが立体化された一つの建物の中に入つておれば、費用の節約は非常に私は大きいと思うであります。

今國だけが庁舎等の使用調整をやれば、これによつて受ける利便といふものが、また大蔵省の受ける利便といふのは相当なものがあると思うのであります、それをやるならば、地方自治体も含めて協議ができる、あるいは相談ができるというふうにしなければ、私は、実際問題としてはあまり効果がないのではないかと思います。東京の

ことばかりを考え、大都市のことばかり考えたら、あるいはこの使用調整といふことがでできるかもしません。しかし全国的に市の庁舎等の使用調整を考えたならば、実際問題としては、そう大きく期待することができないではないか、そこへ地方自治体を含んでの使用調整、立体化を考えるならば、大きな節約なり何なりができるようかと思うのであります。単にこれが審議会で議論をする等々ということではなくて、この法律案の審議の過程においてそれが出てこなかつたものか、それを承わりたいと思ふのであります。

○正示政府委員 ただいまの御質問に對しましてお答えをるのは、先ほどちょっと横山委員からも御指摘がありましたが、お話を伺つて、この法律案を作ります上において、建設省の関係といわば調整をする点があつたわけであります。お話をのように、国及び地方公共団体の庁舎等をどういう位置に、どういうふうにやつしていくかという問題を直接扱つている役所ということになりますと、やはり建設省がその立場に立つておるわけでございます。で、御承知のようになかねて国会で議員立法でございますか、によりまして昭和三十一年度に法律が――官公庁施設の建設等に関する法律、従前これは官署營繕法といつておつたのであります。これが官公庁、官庁、公庁、公けの庁という字が入るわけでありますが、その建設等に関する法律ということで御制定を見たのであります。その中に今お話しのような、官公庁の位置を定める問題、あるいは官公庁の建築的な、どういうふうな建築をやるべきかという建築技術的なことにつきましていろいろ規定さ

こういう官公庁施設の建設等に関する法律の考え方から、私は今のような点については、一応の考え方が法律としては、どこまでも国有財産を管理し処分する、こういう見地からの法律でございますので、このわれわれの方の法律の運用に当たりましては、先ほど申し上げたような、それぞれ直接の関係の向きと運用上常に緊密に連絡をとつていいことはもとより、また建設省の関係におきます官公庁施設の建設等に関する法律の運用とも、常に表裏一体的な関係におきまして運用をしていかなければならぬと心得ておるのであります。その関係の規定が本法の中にも、いろいろと建設大臣と大蔵大臣との権限の調整につきまして規定があることは御承知の通りでございます。そこで、こういふうに両方の法律のねらいとするところを総合的に考えまして、ただいまお話しのございましたように、国と地方公共団体の庁舎等につきましても、その立地計画、あるいは集約化、立体化の点等をあわせ考えていくような努力をいたしますれば、大体においてお話しのような目的は達成できるもの、かように考えておる次第であります。

いうのでありますから、これはもし私
の意見を構想に入れるとするな
らば——この提案理由によるとするな
くして、私の言うように、地方自治
体の建物もこの立体化の中へ含めると
したならば、最初の特定庁舎等特殊整
備計画というものは、建設大臣が作ら
なければ、あなたのような言い分でい
きますと意味がない。ここのこところ
が、お話を伺つて、大蔵省と建設省との
議論のニュアンスがわかるような気
がするのでありますけれども、ほんと
うにあなたのおっしゃるよう、地方
自治体の建物も含んで国費の節約、地
方自治体の費用の節約をはからんとす
るならば、大蔵省も最初の特定庁舎等
特殊整備計画の中へこの構想を織り込
まぬと実現ができないと私は考えるの
でありますから、老婆心ながら御注意
を申し上げておきます。

もの、その分は減少するといつておられるが、この千百八億といふものは、具体的に、確實に大蔵省で把握し、議論の余地がないようにはっきりいたしておるものかどうか、ますますお伺いをいたしたい。

○正示政府委員 お答え申し上げます。提供財産は、今日のところ、御承認のように国連軍は大部分撤退をいたしましたので、もっぱらアメリカ軍の駐留軍のために提供いたしておるものであります。この提供財産の実態は、大蔵省において十分把握しておるかといたしまして、御質問でございますが、これは、たしか昭和二十八年ころと記憶いたしましたが、提供財産につきまして実態調査の予算をお認めいただきまして、提供財産につきましては特に実態を調査いたしたのであります。もとよりその具体的な問題について、あるいはどの程度にということは御質問によつてお答え申し上げますが、私の大体承知いたしておりますところにおきましては、普通財産のうちで、提供財産だけは測量、図面その他の資料も一番よく整つておりますし、私としてはますます把握の状態は完全なるものと、かよろしくお考えしております。

○横山委員 まずまずというふうに書いておりますが、提供財産千八億を先へ持つていかれて、あとで調査して、そうしてますます間違いがないということは、ますますおかしな答だと思います。私が考えますに、この辺がはつきりいたしてないのです。千百八億になんなんとするアメリカに提供した財産というものは、先に持つていかれた可能性があるので、非常にその辺がはつきりいたしてないのではないかという疑念が多いのであります。

す。私の知つてゐる例が、一二ございりますが、たとえば、機械がある。これが先般も委員会で、中小企業関係の交換用として大いに議論をされたところです。機械類といふものであります。米軍に一体どのくらい取られておるのかという点が私は聞きたいのです。行政協定によつて施設及び区域を提供することになつておるのですが、機械は一体行政協定の範囲内にあるのかないのかについて、大きに議論があらうかと思う。聞きますれば、相当前の機械がアメリカ軍に取られてしまつておるというのであります。そんなことは、行政協定にはきめていいのではないか。取られっぱなしで、そのままになつておるのであります。これらのような問題は、ほかの動産、不動産等につきましても、数多く問題があろうかと思うのであります。その実情をお伺いをいたします。

に対しましてその確認方を求め、なお必要でないものにつきましては、これが順次返還を求めておる次第であります。御承知のように、当初二十数万台の機械が、今日スクラップ化、あるいは中小企業との交換等によりまして、すでに大体七、八万台というごとになっております。機械は、国内的な整理は相当進んだのでござりますが、なお一部駐留軍に対して提供中のものにつきましては、さような懸案が残つております。これにつきましては、引き続きわれわれとしては努力をいたし、一日も早く返還すべきものは返還をさせ、どうしても先方が必要とするものにつきましては、不動産と同じような、はつきりと提供という行為を行ふべきものと心得まして、さような手続を進めておる次第であります。

○**横山委員** 機械及びその他アメリカ軍との論争になつて、いま国有財産は、どのくらいござりますか。

○**正示政府委員** これはちょっと数学を今持ち合せませんので、資料として提出いたします。

○**横山委員** 戰後十数年にもなるのに、まだ國の財産が明確になつていなかつて、その点については、大いに考えなければなりませんが、特にアメリカ軍との問題については、慎重を要することは当然ではありますよけれども、十数年たつて、行政協定の適用もないのに取られっぱなしの機械がたくさんあって、それが今なお紛争を続けておるということは、私はまことに遺憾千萬であると思うわけであります。聞き伝えるところによりますと、これはアメリカ軍がどうにも承知をしないので、何とか別の方途で解決しようとい

うような意向が若干あるように漏れ出でておるわけであります、こういうことがあつてはならないと思います。主張すべきところは主張し、協定にあらざる点については、堅固として大蔵省としてはアメリカ軍に対し折衝をして、当然の損害賠償に至るまで貢献をしなければ、単に国民に対する國有財産の管理適正化をはかるといつては、断じておりません。國民が納得しないということを申し上げて、適切、迅速な措置を願いたいと思うのであります。

なつております。これはいわば国有財産の管理運用としては、一種の変態的なものであります。現に国有財産法においては、貸付というのには管理の一形態であるという考え方で規定されております。従いまして、こういうような形で長い期間にわたってやつて参ること自体がまことに要則である。こういうふうにわれわれも率直に考えております。また貸付という形をとりますと、とにかく民間の一般慣行、すなわち借家権、借地権といふような関係も非常にございまして、今、國のやつております国有財産の貸付方式といふものは、一種の例外的な措置と申し上げる以外にないと思うのであります。ただ御承知のようないろいろの条件も整備してきたと思うのですがずっと長く続きまして、最近になつてやや經濟正常化というようなことがあります。しかし今後ともわれわれとしては、今申し上げたように、貸付というのは一つの變態的な財産運用の形でありますので、どこまでも不要なものは売り払うという本業の姿に戻すという考え方で処理を進めていくようになりますが、なかなか一拳に收められません。しかし今後ともわれわれとしているのは、今申し上げたように、貸付というのは一つの變態的な財産運用の形でありますので、どこまでも不要なものは売り払うという本業の姿に戻すということをいたい、こういうことをはつきり申し上げる次第でございます。特にいわゆる無償貸付ということは、国有財産の管理の方法としても非常に要則中の要則でございまして、無償貸付をいたしました場合には、一体だれがその管理の責任者であるかというようなことも、非常に不明確になつてくる次第でございます。建物等を使っております場合には、当然火災等のこととも考えまして、火災保険にかけるとか、あ

るいは風水害等に備えて最小限度の補修を行うということが管理の常識かとおもふのですが、さようなことでも、間々怠りがちでございます。特に無償というふうなことになりますと、所有権だけが国にあって、ただで使っているのだということですが、さようなことになります管理の責任を負るようなことになりますがござります。そこでわれわれとしては、どこまでも、今お話しのように、やむを得ざる地方公共団体への貸付というふうな場合を別にいたしまして、無償貸付というふうな変則的なものは極力避け、またそういうことのないようになつたしまして、國有財産の管理に遺憾なきを期して参りたい、かように考えておる次第でござります。

りませんが、不特定多数の一般的に引用できる問題については、この賃買つた方が得だというふうなやり方をしないと、これは買わぬのであります。また、そうすることによって、国としては問題を全般的に整理し得る道が開かれてくるのであって、ただ買え買えといつたところで、その財産にしたって、機械にしたって、いろいろな物にしたって買うはずがないと私は思います。従つて特別な、特定個人に類する問題、それだけにとどめる問題はさておくといたしましても、一般的な議論のできるもの、一般的不特定多数の償付財産というものについては、この際、この機会に買った方が得だといふしきけをあなたの方でお考えにならなければ、これは全然言うはやすく、行いはかたいのであります。その点はいかがでありますか。

うなものを法制化して、それに対する正當なる対処を要求するという形になつてないことを私は非常に遺憾に思います。本来国有財産法で、長期の貸付を認めるということが規定の上にはあるわけでございます。たとえば建物の堅固なもので、三十年というふうな長期の貸付を認めることがあるのでござりますから、さような場合には当然民間の慣行等を考慮して、それに相当する権利金を徴するということをいたしますれば、ほとんど実質的に売り払いと変わらないようなことになりますが、そういう法則がまだ不備でございますので、この点は今後の研究に待たなければならぬと思つております。しかし、さしつめ現在の法令のもとにおきまして、ただいま横山委員から御指摘のように、そのまま借りておるというふうに、いわば権利の上に眠るような姿で放置しておいてはならないということを考えまして、昭和三十二年度の指導方針いたしましては、とにかく買つて下さい、買ってくれないということであれば、われわれとしては貸付料について相当の再検討をお願いせざるを得ない、こういう態度で出ることにいたしましたは、一部の方々に不当の利益を与えるような、また権利の上に眠るようなことを許してはいけないと、いうことは、国有財産の管理の建設からいって当然と心得ておりますので、さような指導方針をもちまして、とにかく金融その他も相当正常化するとき

でござりますので、貸付につきましては、ぜひともこの際売り払いを奨励していくたい。特に物納財産等につきましては、多年居住しておるような方でございまして、そのような場合におきましては、既応の滞納になつた借料と、今後の売り払い代金とを、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収することと、これは相当の手数がかかるのでございまして、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事をやつておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いいということを促進していくことを考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けます場合の抵当物件あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんので、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ておりません。私はこの機運に乘じまして、令申し上げたようなことをお願いをいたしましたして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

供中に機械器具は、この答申を見ますと、機械器具は四万七千個、その価額は二十億一千六百万円と明記されております。やつぱりこれは、政協定によって向うに提供する義務のないものが四万七千個、二十億一千六百万円でありますか。

○正示 政府委員 先ほどの御質問に対しまして、私数字を保留したのであります。これは実は最近も、米軍に埠供中の機械その他の器具等で返還を如求めています。その資料は、昨年三月三十一日現在かと思うのであります。ですが、そういう意味で実は保留を申し上げたのであります。横山委員特に詳しいのであります。機械器具につきましては、最近おかげさまで整備化が進んで参りまして、米軍からのもの、あるいは旧国連軍の使用されたもの等で相当のものをやはり返還を受けてまして、これを国内的に処分を進めようとしております。しかしその価額は、幸いに今おあげになりましたので、最もからそういう著しい減少はないらしいと思つておりますが、少くとも私どもも思つておりますが、少くとも私どももしてそういう努力をいたしておりますので、最近の数字をそろえましてお答えしたい。こういう気持で一応保留いたのであります。将来、今米軍の使つておるものにつきまして、どうしてよう向うが要るというものにつきまして、これは当然やはり向うにその提供でありますことを確認させる。また從来の賠償等の問題につきましての処理は、先ほどお話しのように、なお折衝を続けたいと考えております。

○横山委員 この辺で、次の機会にてくれとという希望が出ておりますから、簡単に質問しますが、今度は具休

的な問題に移りまして、防衛庁にい
ておる財産がこの参考資料の中に出て
おらないので、どのくらいかわからな
のであります。最近の地元でこう、
うことがありました。以前もここで論
議があつたのであります。鷹木工廠
跡に混成第十旅団を置きたい、こう、
う希望が防衛庁からあり、地元として
圧倒的の反対で、防衛庁も今年度の予
算にはないので一年あきらめる、こと
はしない。そこで地元としては、一
場説教やら、あるいは名城大学が貸
てもいいたいということで、いろいろ
希望が出ておるのでですが、どうも聞こ
ところによると、防衛庁があそこに沿
成第十旅団を置きたいから、いろいろ
なものがきても断わってくれというこ
とを言い、それにあなたの方としては
動かされてはいないらしいのだけれど
も、とにかくまあまあということで、
いろいろな相談を保留をいたしておる
ような話でござります。こういうこと
は、単に鷹木工廠跡ばかりでなく、今
国で——今回岸さんが渡米される、財
術増強計画というようなことで、至
ところで鷹木工廠跡と同じ問題があ
うかと思うのであります。それはま
しかしきまつていない。また国有財產
として自治団体あるいは民間団体がお
い下げを希望しておるもの、できま
かどうかからぬ青写真、岸さんのアーリ
カミやげの青写真を確実ならしめ
ために一切ストップさせるということ
はいかがなものでありましょうか。
○正示政府委員 今具体的な事例をと
げてのお話でございますが、そういう
ことを考えておりません。ただ財産の
処分は、まずもつて政府部内の関係へ
向き向きに一應はかりまして、どう

いうものが、農家を取り巻く經濟のいろいろな圧迫、あるいはまた拘束等のございまして、これではいかぬといふことからして、政府の方では強制供出法とから予約制度に切りかえた、予約制度に切りかえましたということは、完全に集荷をしないということになつたわけであります。そうなりますと、当然食管法の持つております根本がそこであつづれてしまつた、そのことからヤミ米というものが非常に大きくなつてきました、消費者もまた自分の消費いたします主食の四割はヤミに依存しておる、四割もヤミに依然しなければ消費生活ができるない、こういう状態に政府のみずからしておるわけです。ですからわざわら、問題は、そういう状態をいつまでも続けていくことになりますからね、食管法を改正するということとなればならぬのです。それで、依然として農林大臣は、食糧の統制の重要性、今日のわが国の国民の食生活の安定の必要から、今食管法を改正する必要を認めてないというお考えでござりますならば、やはり一応農業政策上、あるいは食糧政策上、現在の食管法が施行の上においていろいろ不行き届かない場合、それを直すということにして、本法はまだ改正するところまで事態は行っていないという考え方方に女ちますならば、一体食管法がきめておりますところの政府の農業政策なり、食糧政策なりという国の行政面の負担にはねけておるのであります。国は食糧の統制の中などでどう具体的に現われておるかということになつてくると、そこは非常なことがいふところになりますと、そこは非営利のところからやっておるのであります。

ありますから、それならば国の財政負担相を相当すべきなのですが、財政負担をするどころじゃない、逆に食糧管理特別会計の中に農業政策上必要なものまでも背負い込ましましておるのです。これはいつも食管に大きな負担をかけておる、赤字の大きな原因になつておるということが言い得られるわけであります。ですから、食管法を改正せずに現状のままの食糧統制を維持していくうといいますならば、農業政策上國が負担すべきところの財政負担、食糧政策上國が負担すべきところの財政負担、これは食管の特別会計の中でどの程度一體認められて いますか、その点は明確じやないじやありませんか、そこに問題がいつもあるのです。それを明らかにしていただきませんと、ここに今承認を求めるとするところの食糧証券の発行限度もやはり變つてくるのです。だから、その点はどういうようになります。大臣はお考えになつておられます。○井出國務大臣 條款体系の中において、農業政策上特別会計以外で負担すべき部分があろう、こういう御指摘でございますが、さような考え方を確かめらるうかと思います。そういう点について、われわれの方としても、これにはできる限り詳細な資料を提供申し上げて調査をいたしましたのでございまして、調査会の結論を待ちました上で善処いたしましたのでございました。○井上委員 私は調査会の結論を聞いておるんじやないのです。国の食糧政策の責任者として、國の農業政策の責任者としての農林大臣は、一体食糧

あるのです。だから少くとも政府は、食糧行政上國が負担すべきものはこれ、または農業政策上自然負担すべきものはこれとそういう点に分けるべきであります。そうしなければ、ほんとうのコストによる赤字というものが明確にならきません。また当然食糧政策上相當國が——たとえば消費者米穀の場合においても、二重負担をして一尚差しつかえないという意見もあるわけでありますから、そういう点については、農林省としてはもう少しはつきりした線を打ち出して、意見として、やはり堂々と財政負担を要求する根拠を持つべきじゃないか、こう私は考えます。特に食管の会計の中にあります農産物等の関係の諸物資、それからラテンサイン糖あるいはえさというようなものは、これを食管の中に持たすべき筋合いのものではありません。当然別に特別会計を持つなりして分離すべべきであります。そうお考えになりませんか、いかがです。

○井上委員 ところが、三十一年度の予定計算書を見ましても、外麦で百二十何億もうけておりますが、これはそういうことをしていいのですか。國民に安い食糧を供給して、食生活を安定して、わが國の産業経済を再建しようということでこれはやっているのでしょうか。それを、外國から安い麦を買ってきて國民に高く売つてもうけるということが、一休許されておりますか、そんなことは許されぬでしよう。この会計は、金もうけの会計とは違うのです。食管の会計操作においてそれが、どうも工合が悪いと思うのですが、どうですか。

○井出國務大臣 この問題は、食糧全体としてお考えをいただきまするときには、一部は外麥等による利益はござりまするが、しかし、これが同時に内地の米、内地の麥というものを補つてゐるという点がございますので、全体としてござりますので、全体としてござります。

○井上委員 そう言えども、それはいろいろ理屈はありますけれども、本會議も聞かれるそうであつまして、時間がありませんから、特にこれ以上こまかにいことにわたつてまで質問をすることが私は遠慮いたしますが、ただ、申し上げておきたいのは、食管特別会計の調査会の結論が出るということを何か非常に期待をしているようではありますけれども、少くとも私は、食管の赤字問題や、食糧証券が年々発行限度が引き上げられているということの裏は、やはりもう少しこの会計の立て方といふものを根本的に検討する必要があるということではないかと思うが、この

○黒金委員 ただいま提出いたしました修正案につきましては、お手元に配付しております通りであります。ふともとの法律は、本年四月一日から施行いたしますつもりで立案しておりましたところ、その時期も経過いたしましたので、その附則の中で、「四月一日を「公布の日」に改めまして、事態に即応させたいと考える次第であります。

○山本委員長 以上をもちまして趣旨の説明は終りました。

お諮りを申し上げます。本法律案及び修正案につきましては、別段討論の通告がございませんので、討論を省略して直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よってさように決しました。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よって本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これを可決するに御異議ありませんか。

附則中「昭和三十二年四月一日」を「公布の日」に改める。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもつて修正議決いたしました。

この際お諮りを申し上げます。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によつて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よつてさように決しました。本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時五十一分散会

↓

〔参考〕

国有財産特殊整理資金特別会計法律案
(内閣提出)に関する報告書

國の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors.